

和福障第 11 号
令和6年4月1日
(2024年)

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和6年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について、下記の内容をご確認いただき、対象となる事業所においては、所定の期日まで必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出期限 **令和6年4月24日(水)【郵送の場合は当日消印有効】**
2. 提出方法 郵送または持参

3. 各種届出について

【I】従業者の員数等の変更に係る届出について(令和6年4月1日時点)

(1) 対象事業所

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練(機能・生活)、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、自立生活援助、短期入所

(2) 提出書類

令和6年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容について、令和5年4月1日時点または直近の届出時点と比較して変更がある場合は、下記の書類を提出してください。

- ①変更届出書(様式第3号)
- ②付表(サービス種別に対応したもの)
- ③勤務形態一覧表(別紙2)及び組織体制図(別紙2-1)
- ④資格者証の写し(必要に応じて氏名の変更が分かる書類を添付)
- ⑤雇用契約書の写し
- ⑥運営規程

※④⑤については、令和5年度中に新しく雇用した方や、氏名等に変更があった方がいる場合に提出してください。

※運営規程における従業者の員数について、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「常勤換算〇人以上(うち1人以上は常勤)」と記載することを可とします。なお、重要事項説明書における員数の表記についても同様の取り扱いを可とします。

【Ⅱ】令和5年度平均利用者算定表及び平均障害支援区分算定表

下記のとおり、対象となる事業所はご提出ください。

i) 平均利用者算定表【別紙32】

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練（機能・生活）、共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助、短期入所

※生活介護について、前年度の平均利用者数の算定にサービス提供時間を考慮し、サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算するよう算定方法が変更となりました。

なお、「令和6年度においては、令和6年3月の支援実績等や、本人の利用意向を確認すること等により把握した、令和6年4月以降に個別支援計画に定めると見込まれる標準的な時間により前年度の利用者延べ数を算出できるものとし、その数を基に、前年度の平均値を算出することができる」となっています。

『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知【新旧対照表】）』P16～17参照

（参考）令和6年4月時点における前年度の平均利用者数の計算例

- ・ Aさんのサービス提供時間 → 平均6時間（3月の実績）
 - ・ Bさんのサービス提供時間 → 平均7時間（聞き取りによる見込み）
 - ・ Cさんのサービス提供時間 → 平均6時間（3月の実績+配慮事項を勘案）
- 2人×0.75 + 1人×1 = 2.5人

『令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）』問30より

ii) 平均障害支援区分算定表【別紙31】

生活介護

4. 様式について

各種様式につきましては、下記のとおり和歌山市ホームページ内に掲載しておりますので、各自で確認してください。和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」よりページ番号で検索できます。

各種様式：障害福祉サービス事業等の指定、変更・休廃止等（ページ番号1000838）

※「前年度実績に基づく基本報酬及び加算等に係る届出」については、別途後日お知らせ予定です。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市福祉局社会福祉部
障害者支援課 指定審査グループ
事業所指定担当
TEL：073-435-1060
FAX：073-431-2840